

特記仕様書

業務名 JR法隆寺駅南側地区測量業務

業務番号 委-2-1

業務場所 生駒郡斑鳩町興留 地内

第1条 本業務の履行にあたっては、「測量業務共通仕様書（令和2年10月 奈良県県土マネジメント部）」（以下、「共通仕様書」という。）及び「国土交通省測量作業規程及び同運用基準」によるものとする。

※共通仕様書の適用にあたっては、「知事」とあるのは、「地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局長」と読み替えるものとする。なお、その他条文においても、適宜読み替えて運用するものとする。

第2条 本業務は、奈良県西和医療センターの移転・再整備のための調査・検討に関して必要な測量を行うことを目的とする。

第3条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第111条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を、監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

第112条 打合わせ等

業務における打合せは、業務着手時、中間3回、成果品納品時の計5回とする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議のうえ、回数を変更できるものとする。なお、業務着手時又は業務計画書提出時及び業務完了時には、主任技術者が立ち会うものとする。

打合せ回数の変更による当初契約の打合せ協議の変更は行わないものとする。

第113条 業務計画書

業務計画書が承認されるまでは着手を認めないものとし、着手時期は、調査職員の指示に従うこと。

第116条 地元関係者との交渉等

業務の着手にあたっては、土地所有者及び近隣住民の了解を得ること。

業務の実施に伴う、民地の伐採、かき・さく等の除去、又は土地もしくは工作物の一時使用が

必要な場合は、事前に必要な個所を整理し、監督職員の承諾を得てから実施すること。

第117条 土地への立入り等

- 1 現地調査を実施する場合は、必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
- 2 身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は、現場での作業を実施する者の全員とし、契約後、速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務を完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要になったときは、遅滞なく発注者に返却しなければならない。
- 6 強制立ち入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき・さく等の除去、又は土地もしくは工作物の一時使用により生じる損失は受注者の負担とする。

第4条 電子納品

- 1 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S1）とする。
- 4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）（奈良県県土マネジメント部）」及び「測量成果電子納品要領（国土交通省・平成30年3月）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。
なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議すること。
- 5 成果物は、報告書（簡易製本）[A4版（図面類はA3）] 2部（正・副）、電子データ（CD-R等）3部を提出すること。

第5条 検定

1 測量機械器具の検定

本業務に使用する機械の検定については、（社）日本測量協会 日本測量技術センターが実施し発行する証明書を成果品に添付して提出するものとする。これによれない場合は、受注者自身が測量規定「奈良県公共測量作業規定－公共測量における測量機器の現場試験の基準－」によりその検定を行いその記録を提出するものとする。

2 電子計算機用プログラムの検定

本業務に使用する電子計算機用プログラムの使用承認を受ける場合は、別に定める電子計

算機用プログラムの検定要領（案）に基づき、必要書類を提出するものとする。

第6条 その他

- 1 本業務と並行して、奈良県医療政策局病院マネジメント課が発注する令和6年度新西和医療センター整備基本計画策定支援業務で、配置計画等の検討をしており、密に連携を取り、相互協力し、業務を遂行するものとする。
- 2 業務期間中、現道場で交通に使用をきたすおそれがある場合は、保安員、保安施設を整備し、現道交通の安全確保に努めなければならない。
- 3 業務に用いる諸基準については、最新のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- 4 成果物納入後にあっても成果物に誤りのある場合は、直ちに訂正するものとする。
- 5 本業務の執行にあたって、特記仕様書に明示なき事項、並びに疑義が生じた場合には、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従うものとする。